

令和8年度 柳津町の助成金・補助金・交付金一覧表

町で実施している主な補助・助成事業等の概要をまとめてあります。詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

◆子育て

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|---------------------|--|-----------------------------|
| 1 | 妊婦一般健康診査事業 | 妊娠届け時に交付される妊婦一般健康診査受診票を医療機関に提出することで、産前15回、産後2回の妊産婦健診が無料で受けられます。受診票が使用できるのは、福島県内の医療機関です。里帰り等により県外の医療機関で受診する場合は、助成方法が異なりますのでご相談ください。なお、産前16回以降は窓口負担がありますが、後日申請により返還します。 | 町民課 保健衛生係 Tel.42-2118 |
| 2 | 産後ケア助成事業 | 出産後1年未満の母親および生後1年未満の乳児で、育児不安や産後の体調に不安があるなど保健指導を必要とする方を対象に、県内の助産所および医療機関が実施する宿泊ケア、日帰りケアの費用の一部を助成します。 【個人負担】1：宿泊ケア 1泊2日3,000円／2：日帰りケア（1日型）1,500円／3：日帰りケア（半日型）1,000円 | |
| 3 | 新生児聴覚検査事業 | 出生後、退院前に出生産婦人科医で実施する新生児聴覚検査費用を全額助成します。 | |
| 4 | 1ヵ月児健診助成事業 | 出生後27日を超え、生後6週間に達しない乳児を対象に、1ヵ月児健診にかかる費用を助成します。 | |
| 5 | 頑張れ子育て応援金 | 子育てする家庭の経済的負担軽減を目的とし、子育て応援金（現金と商品券で半額ずつ）を支給します。 1：新生児の父または母が新生児出生日において、住所を本町に有すること ・住民が新生児を出産したとき 第一子10万円、第二子20万円、第三子以降30万円 2：小学校、中学校および高校等に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子または父母または養父母のどちらかが本町に住所を有していること ・住民が小学校に入学したとき 3万円 ・住民が中学校に入学したとき 5万円 ・住民が高校等に入学したとき 10万円 | 町民課 住民福祉係 Tel.42-2118 |
| 6 | 子どもの医療費助成 | 子ども（18歳以下）の医療費の自己負担分を助成します。 1：国保加入者 マイナ保険証・資格確認書の提示により県内の医療機関で現物給付（窓口負担なし）となります（県外受診分および入院の食事代については、窓口負担となり、後日申請手続きが必要です。） 2：社会保険加入者 受給者証の提示により、全国の医療機関で現物給付（窓口負担なし）となります。 3：国保組合加入者 受給者証の提示により、会津若松市、河沼郡および大沼郡管内の医療機関で現物給付（窓口負担なし）となります。（前述以外の受診および自己負担額21,000円以上の場合は後日申請により返還されます。） ※2および3では、柔道整復（整体等）は、窓口負担となり、後日申請手続きが必要です。 | |
| 7 | ひとり親家庭医療費助成 | ひとり親家庭の父または母およびその児童並びに父母のない児童に対し、対象世帯に係る医療費の一部負担金が1月あたり1,000円を超えるとき、その超える額を助成します。 | |
| 8 | チャイルドシート等購入費助成 | 本町に住所を有する者で、購入日において妊娠中で母子健康手帳を交付されている者またはその配偶者、保護者にチャイルドシート等購入費の一部を助成します。 1：チャイルドシート 購入価格の1/2以内（助成額の上限30,000円）（千円未満切捨て） 2：ジュニアシート 購入価格の1/2以内（助成額の上限5,000円）（千円未満切捨て） ※助成の回数は1人の対象乳幼児につき、チャイルドシート、ジュニアシートそれぞれ1回限りとなります。 | |
| 9 | 妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金） | 妊娠・出産時にそれぞれ面談・アンケートを実施し、妊娠1人あたり5万円、胎児1人あたり5万円を現金で支給します。 | |

◆定住

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|---------------|--|---------------------------------|
| 1 | 定住促進対策新築住宅補助金 | 住宅を新築する住民に対して、新築に要した費用の1/10以内または1/20以内を助成します。（上限200万円） ※建築工事費について、町内建設業者、町外建設業者で補助率が異なります。 ※要事前相談 | みらい創生課 みらい創生係 Tel.42-2447 |
| 2 | 空き家改修支援事業補助金 | 空き家を購入または賃借された個人、または空き家を利活用する事業者に対して、空き家の改修費用の1/2以内または1/4以内を助成します。（上限100万円） ※改修費について、町内建設業者、町外建設業者で補助率が異なります。 ※要事前相談 | |
| 3 | 結婚祝金 | 夫または妻になる方が婚姻届出日において本町に住所を有し、その後、夫と妻の双方が本町に住所を有する場合、1組あたり10万円（商品券）の祝い金を支給します。 | 町民課 住民福祉係 Tel.42-2118 |
| 4 | 結婚生活支援事業補助金 | 婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、もって婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化のため補助金を支給します。※支給要件あり 【対象世帯】世帯の所得が500万円未満の39歳以下の世帯 【対象経費】婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用 【補助金額】29歳以下の世帯60万、30～39以下の世帯30万円 | |

◆生活環境

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|-----------------|---|---------------------------------|
| 1 | 防犯灯設置事業費補助金 | 各行政区の防犯灯の新設・更新・修繕に要した費用の60%以内（千円未満切り捨て）を助成します。なお、維持費については、各行政区負担となります。 | 総務課 総務係 Tel.42-2112 |
| 2 | 空き家除却支援事業補助金 | 空き家の除却に要した費用の1/2以内を助成します。（上限50万円） ※除却前に町で不良住宅に該当するか調査を行い、該当にならない場合は除却後の跡地を地元行政区等のために10年以上無償で貸与していただくことが条件となります。 ※要事前相談 | みらい創生課 みらい創生係 Tel.42-2447 |
| 3 | 空き家家具等処分費補助金 | 空き家の売買や賃貸、除却に係る家具等処分費の10/10以内を助成します。（上限10万円） ※要事前相談 | |
| 4 | 空き家等相続登記支援事業補助金 | 空き家バンクに登録する空き家等の相続登記に要した費用の1/2以内を助成します。（上限5万円） ※要事前相談 | 建設課 上下水道係 Tel.42-2117 |
| 5 | 合併処理浄化槽設置事業補助金 | 合併処理浄化槽の設置に要した費用を助成します。 5人槽382千円 6～7人槽532千円 8～10人槽732千円 単独処理浄化槽撤去90千円 くみ取り便槽撤去60千円 | |
| 6 | 柳津町住まいづくり支援事業 | 5万円以上となる住宅改修事に要した費用の1/2以内（上限10万円、千円未満切り捨て）を助成します。昨年度同様に基礎がある小屋や車庫等も対象となります。配線・配管工事を行うエアコン・IHクッキングヒーターの据付工事も対象です。 | |
| 7 | 住環境整備助成事業補助金 | 下水道整備に伴う配管工事等、下水道整備に伴う住宅改修事代金の整備に要した対象経費の2/3以内（上限10万円）を助成します。 | 町民課 保健衛生係 Tel.42-2118 |
| 8 | 健康づくり推進事業補助金 | 各世帯、電子塩分計・自動血圧計・体重計・体組成計・歩数計・電動歯ブラシ・超音波歯ブラシの購入費用の1/2以内（上限6千円）を助成します。事業所等には、購入費用の1/2以内（上限従業員数×4千円で最大4万円）を助成します。 | |
| 9 | 柳津町ごみ収集所美化事業補助金 | 行政区が管理するごみ収集所のごみ飛散・散乱を防止し、公衆衛生の向上を図る目的で、ごみ収集所（施設基礎および土地に関する部分を除く）の整備を実施する行政区に、整備費用の4/5以内（上限10万円）を助成します。 | |
| 10 | 柳津町ごみ減量化推進事業補助金 | 家庭から排出されるごみの減量化を目的として、生ごみ処理機などの購入について助成します。 総事業費の1/2以内の額（生ごみ処理容器＝上限5千円、電動生ごみ処理機2万円） | |

◆再生可能エネルギー

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|---------------------|---|---------------------------------|
| 1 | 住宅用新エネルギーシステム設置費補助金 | 新エネルギー設備設置費用の一部を助成します。（必ず事前にご相談ください） 1：太陽光発電システム（6万円/kw・上限4kw） 2：ペレットストーブ・薪ストーブおよび薪ボイラー（1/5以内・上限10万円） | みらい創生課 みらい創生係 Tel.42-2447 |

◆福祉

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|-------------------|--|-----------------------------|
| 1 | 重度心身障害者医療費給付 | 重度心身障害者（身障手帳1級または2級の方、療育手帳Aの方、身障手帳3級の方（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、免疫または肝臓の機能障害を有する者に限る）、療育手帳Bで身障手帳を保持の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、精神障害者保健福祉手帳2級または3級で身障手帳を保持の方、精神障害者保健福祉手帳2級または3級で療育手帳を保持の方）に対し医療費の一部を助成します。 | 町民課 住民福祉係 Tel.42-2118 |
| 2 | 高齢者にやさしい住まいづくり助成金 | 60歳以上の方が以下の改修工事を行う場合、その改修費用の9/10以内（上限18万円）を助成します。 対象となる工事：①和式便器から洋式便器への取替え、②手すりの取り付け、③段差の解消、④床のすべり防止等のための床材変更、⑤引き戸等への扉の取替え 等 | |
| 3 | 高齢者等運転免許証自主返納支援事業 | 自ら所有する運転免許証（有効期限を満了していないもの）を自主返納した原則満65歳以上の方へ、「町内業者タクシー乗車券（50,000円分）」と「町民バス無料乗車証」を交付します。 ・自主返納の日から交付の日までに本町に住所を有する方。 ・自主返納の日から6ヶ月以内に申請が必要になります。 ・公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」の写し等が必要になります。 | |
| 4 | 高齢者世帯等除雪支援事業補助金 | 冬期間自宅に居住する高齢者世帯等で自力等では除雪が困難な世帯に対し、除雪に要する経費の一部を支援する。 【対象世帯】柳津町に住所を有する世帯で、自力での除雪が困難と町長が認める世帯。(1)75歳以上の高齢者のみで構成する世帯 (2)重度障がい者のみで構成する世帯 (3)75歳以上の高齢者および小学生以下の児童のみで構成する世帯 | |
| 5 | 犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金 | 犯罪被害において、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族または重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るため見舞金を給付し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援します。 ・遺族見舞金（60万円） ・重症病見舞金（30万円） ・転居費用助成金（20万円） | |

◆就労・就業・地域振興

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|---------------------|--|---------------------------------|
| 1 | 柳津町起業支援事業補助金 | 町内で新たに起業する方に対し、起業に係る費用を助成します。（開設前または開設から3年以内に申請が必要となります） 1. 開業設備等（店舗、事業所の開設に伴う外装・内装工事費用（店舗・事務所の専用部分に限る）、登記申請費用（登録免許税、定款認定料、収入印紙代、各種証明書等取得費用は除く）に要する費用の1/2以内（上限100万円） 2. 1の交付を受けた翌年度から4年以内に、設備を新たに追加する場合、事業に要する費用の1/2以内（上限50万円） | 地域振興課 観光工商係 Tel.42-2114 |
| 2 | 柳津町小規模事業者後継者支援事業補助金 | 町商工会に加入している小規模事業所の後継者で満50歳までの方に対して、就業に必要な機材機器導入費用および後継者育成研修会受講料等を助成します。（購入・受講前に申請が必要となります） 1：就業に必要な簿記等のPCソフトおよびハード機器納入費用、機材機器導入費用、研修会経費（費用の全額 上限30万円） 2：1の交付を受けた日から5年以内に、新たに機材機器の追加や研修受講する場合の経費（費用の全額 上限20万円） | |
| 3 | 柳津町企業立地促進事業補助金 | 1. 用地取得補助金：取得価格の1/2以内（上限500万円） 2. 施設整備補助金：工場等建築物および機械設備等に要した費用の1/2以内（上限250万円） 3. 操業奨励補助金：投下固定資産額の1/2以内（上限250万円）操業開始の課税年度から3ヵ年間 | |
| 4 | 地域づくり推進事業費補助金 | 地域の活性化を図るため、地域づくりや産業おこしに取り組む町民や団体に対し、経費の2/3以内（上限200万円）を助成します。 | みらい創生課 みらい創生係 Tel.42-2447 |

◆農業

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|-------------------|---|-------------------------------|
| 1 | 生産調整推進交付金（備蓄米） | 備蓄米による需給調整に協力した生産者に対して、1,000円/1袋（30kg）を助成します。 | 地域振興課 農林振興係 Tel.42-2116 |
| 2 | 生産調整推進交付金（飼料用米） | 飼料用米による需要調整に協力した生産者に対して、9,000円/10aを助成します。 | |
| 3 | 乾田・畑化対策事業 | 生産性の向上と農業経営の安定を図るため、暗渠排水および客土に対する経費に係る自己負担相当分について助成します。 1：暗渠排水 8/10以内（4,000円上限/m） 2：客土 8/10以内（12万円上限/10a） 3：除礫 8/10以内（20万円上限/10a） | |
| 4 | 農産物6次化推進事業補助金 | 新たな農産加工品の開発や販路拡大に要する費用の1/2以内（上限10万円）を助成します。 | |
| 5 | 電気柵購入事業補助金 | （個人）電気柵一式の購入費用の1/2以内（上限10万円）を助成します。 （小グループ）電気柵一式の購入費用の2/3以内（上限40万円）を助成します。 （集落）電気柵一式の購入費用の2/3以内（上限50万円）を助成します。 | |
| 6 | 有害鳥獣捕獲従事者支援事業補助金 | 狩猟免許取得等に係る費用の一部を助成します。 1：狩猟免許関係 総額の7/10以内（上限7万円） 2：鉄砲所持許可関係 総額の7/10以内（上限4万円） 3：猟友会関係 1/2以内（上限1万円） 4：猟銃の購入 1/2以内（上限20万円） 5：ガンロッカーおよび装弾ロッカー等の購入 1/2以内（上限7万円） | |
| 7 | 鳥獣被害農地畦畔修繕事業補助金 | 鳥獣被害のあった農地畦畔の修繕に係る費用の1/2以内（上限10万円）を助成します。 | |
| 8 | 鳥獣被害防止対策用品購入事業補助金 | 鳥獣被害防止に係る費用の一部を助成します。 1：爆音機・防鳥網 1/2以内（上限10万円） 2：くくり罠 1/2以内（上限5万円） 3：ワイヤーメッシュ柵 3/4以内（上限75万円） | |

◆商工

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|--------------------|---|-------------------------------|
| 1 | 柳津町中小企業融資利子補給金等補助金 | 柳津町商工会に加入している中小小工業者に対し、事業資金、経営改善資金を借り入れた場合、償還利子を助成します。 1：福島県商工事業協同組合より資金の融資を受けた償還利子額の1/2以内 2：町指定金融機関より中小企業振興資金の融資を受けた償還利子額1.5%以内の償還利子額 3：日本政策金融公庫より融資を受けた償還利子額1.5%以内の償還利子額 4：町指定金融機関より町中小企業振興資金の融資を受けた借入金に対する信用保証料の全額 | 地域振興課 観光工商係 Tel.42-2114 |

◆除雪

| No. | 項目 | 事業概要 | 問い合わせ先 |
|-----|----------------------|---|---------------------------|
| 1 | 柳津町除雪オペレーター育成支援事業補助金 | 柳津町除雪オペレーターを目指す方に大型特殊免許取得費用および運転技能講習費の実費のうち、実費合計額の1/2以内（上限10万円）を助成します。 1：町直営除雪オペレーターとして1年以上従事すること 2：本人および同居する世帯員に、町税等の滞納がないこと 3：柳津町に住所を有すること 4：60歳以下であること（令和8年4月1日現在） | 建設課 建設係 Tel.42-2117 |